

名古屋市告示第400号

令和8年度一般廃棄物処理実施計画の一部改正

令和8年度一般廃棄物処理実施計画（令和8年名古屋市告示第144号）の一部を次のように改正し、令和8年10月1日から施行します。

令和8年9月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

2 ごみ処理計画を次のように改める。

(1) 「持続可能な循環型都市」の実現に向けた施策の推進

「名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画」に基づき、重点施策として掲げる「プラスチック資源循環の推進」と「食品ロスの削減」をはじめとした施策を推進し、持続可能な循環型都市の実現を目指します。

ア 2R（リデュース・リユース）の推進

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に定める発生抑制、再使用、再生利用、熱回収及び適正処分の優先順位に基づいて取組を進めます。

また、法整備による拡大生産者責任の強化を求めるため、引き続き国に対し法整備の働きかけを行うとともに、消費者の選択という行動を通し、製造業者や小売業者に働きかけ、2Rの取組を推進します。

(ア) 発生抑制の推進

近年世界的な問題となっているプラスチックごみによる海洋汚染を始め、気候変動や資源枯渇の問題等に対応するために策定した「プラスチック削減指針」に基づき、マイボトル・マイカップの利用を促進するなど、使い捨てプラスチックの削減に向けた取組を実施します。

また、食品ロス削減の取組として、令和6年3月に策定した「食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロス削減月間にあわせたキャンペ

ーンを実施するとともに、フードドライブの推進や食べ残しゼロ協力店の周知を通じて、食品ロス削減につながる取組を推進します。

(イ) 再使用の推進

フリマアプリ、リサイクルショップ等、民間のリユースの仕組みが広がりを見せていることを踏まえ、市民がリユース品をより身近に感じ利用が促進されるよう、民間事業者等と連携したリユース事業を通し、意識啓発に努めます。

また、定期講座の開催やフリマアプリを利用したリユース家具等の展示・販売、アップサイクルの取組を通し、ものを長く大切に使う意識の醸成及び「使い捨て型ライフスタイル」からの転換を図ります。

イ 分別・リサイクルの推進

空きびん、空き缶、ペットボトル、紙製容器包装・雑がみのステーション収集を行うほか、プラスチック資源の各戸収集や、ペットボトル、紙パック、小型家電、充電式家電、食用油、水銀使用製品等（蛍光灯及び水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計等）の拠点回収を行います。

また、古紙類（新聞、雑誌、段ボール等の資源化可能な紙類）、衣類・布類、金属類及び空きびんについては集団資源回収等の市民の自主的な活動や事業者が行う再生利用を目的とした店頭回収等の取組により、資源化を図ります。

さらに、集団資源回収実施団体の登録制度を引き続き実施するとともに、民間事業者の資源化に関する取組と連携することで、市民や事業者の自主的な取組を促進します。

加えて、家庭や地域での自主的な生ごみ堆肥化の取組を推進するため、生ごみ堆肥化講座などを開催するとともに、生ごみ資源化の活動に取り組む団体に対して活動の助成を行います。

そして、分別推進の取組を着実に推進するため、分別ルールが定着しにくい若年層・外国人・短期賃貸マンション入居者・市外からの転入者などに対し、ターゲットの属性に応じた多様な手段による効果的な広報を展開するとともに、各環境事業所に配置する分別推進員による周知・排出指導等を行います。

事業系一般廃棄物については、紙類と生ごみのさらなる資源化を進めるため、大規模事業所に対しては立入調査による指導を中心に、中小事業所に対してはテナントビルのオフィス・店舗等への個別啓発に取り組み、分別・リサイクルを推進します。

(2) ごみ処理計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 家庭廃棄物

市は、次の区分に応じて家庭廃棄物を収集及び運搬するものとします。

また、市が行う廃棄物の処理及び市民が市と協働して行う資源物の集団資源回収の適正な実施を確保し、もって循環型社会の形成に寄与することを目的として「名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例（令和7年名古屋市条例第68号）」を令和8年4月に施行しました。

区 分	内 容
可燃ごみ	紙くず、 ちゅうかい 厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（金属との複合製品）、ポリタンク、厚さ5ミリメートル以上のプラスチック製のまな板、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、容量が45リットルの指定袋に入れて、袋の口をしっかりと結ぶことができる大きさのもの（他の区分に該当するものを除く。）
発火性危険物	ヘアスプレー、殺虫剤、カセット式ガスボンベ等のスプレー缶類、使い捨てライター、加熱式たばこ・電子たばこ、固形燃料（缶入りのもの）等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（電池類に該当するものを除く。）
不燃ごみ	ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品、焼却灰等の燃やすことができないごみ及び厚さ10センチメートル超の丸太で、容量が45リットルの指定袋に入れて、袋の口をしっかりと結ぶことができる大きさのもの（発火性危険物、蛍光管・水銀体温計等、電池類及び資源の項(1)から(6)までに該当するものを除く。）

粗大ごみ (注1)	家具、電気製品、自転車、古材等の大型のごみで、容量が45リットルの指定袋に入れて、袋の口をしっかりと結ぶことができない大きさのもの
蛍光管・ 水銀体温計等	水銀使用製品等のうち、次に掲げるもの (1) 蛍光管 (2) 水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計等
電池類	アルカリ・マンガン乾電池、リチウム電池、ボタン電池、小型充電式電池（モバイルバッテリー含む）
資源	(1) 空きびん（飲食料用及び化粧品用に限る。） (2) 空き缶（飲食料用に限る。） (3) ペットボトル（ペットボトルマークのついた飲料、酒、みりん類、しょうゆ、めんつゆ、酢、ノンオイルドレッシング等に使われたものに限る。） (4) 紙パック（原材料にアルミニウムを使用していないものに限る。） (5) プラスチック資源（プラスチック製容器包装及びプラスチックのみでできている容量が45リットルの指定袋に入れて、袋の口をしっかりと結ぶことができる大きさの製品に限る。） (6) 紙製容器包装・雑がみ (7) 小型家電（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の対象品目のうち縦15センチメートル、横40センチメートル、奥行25センチメートル以下のもの） (8) 充電式家電（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の対象品目のうち充電式電池を使用した小型家電より大型のもの） (9) 食用油（植物性油に限る。） (10) 草木類（年数回行う事前申込制の「草木類収集」にて収集した剪定枝・刈草・落葉等に限る。） (11) プラスチック製衣装ケース（月1回の定期回収と年数回のイベント回収において収集したものに限る。）
環境美化ごみ	環境美化上収集が必要なごみで、次に掲げるもの (1) 町美運動により排出されるごみ (2) ボランティア袋の配付対象活動により排出されるごみ

	(3) 路上等で死んでいる所有者がいない犬・猫等の死体 (4) 自治会、町内会、保健環境委員会、老人会、子ども会、地域女性会、消防団等の地域住民が主催する無料で参加できる行事の開催に伴い排出されるごみ (5) 不法投棄によりやむを得ず収集するごみ
コンクリートブロック等	容量が45リットルの指定袋に入れて、袋の口をしっかりと結ぶことができる大きさのもので、次に掲げるもの (1) コンクリートブロック（1回の収集につき2個まで） (2) レンガ（1回の収集につき5個まで） (3) 瓦（1回の収集につき5枚まで） (4) 物干し台のブロック（コンクリート製）（1回の収集につき2個まで） (5) コンクリートブロックに準ずるブロック類（1回の収集につき20キログラムまで）

（注1）容量45リットルの指定袋に入りきらないもので、可燃ごみ、不燃ごみ又はプラスチック資源に出せるものは次のとおりです。

品 目	備 考
かさ	ビーチパラソルは除く。
じょうろ	
ちりとり	箕（み）は除く。
火ばさみ	
フライパン	
ほうき	竹ぼうきは除く。
まな板	

このほか、排出者自ら処理施設に搬入すること（以下「自己搬入」という。）ができるものとします。

また、引越し・遺品整理等に伴い多量に発生するごみ及び屋内からの運び出しが伴うごみ（以下「一時多量ごみ等」という。）（(ウ)収集・運搬計画（市収集）に定める方法による排出が困難な場合に限る。）又は一時に100キログラムを超えるごみ（粗大ごみを除く。）については、市が臨時に収集及び運搬することができるものとします。

なお、一時多量ごみ等については、市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）に、収集及び運搬を委託でき

るものとしします。

(イ) 事業系一般廃棄物

- a 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することができない場合は、自己搬入又は許可業者に、次の区分に応じて収集及び運搬を委託するものとしします。

また、病院等から排出される感染性一般廃棄物については、感染性産業廃棄物と併せて産業廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとしします。

さらに、研究機関等の実験に伴って生じた実験動物の死体等については、市外の一般廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとしします。

加えて、古紙類等の資源化可能なものについては、資源化事業者に引き渡すなどして資源化するものとしします。

区 分	内 容
可 燃 ご み	紙くず、 ちゅうかい 厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず（天然のもの）、皮革くず（天然のもの）、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（古紙類等の資源化可能なもの及び発火性危険物を除く。また、プラスチック製品、ゴムくずについては、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）
発 火 性 危 険 物	使い捨てライター、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）、加熱式たばこ・電子たばこ等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（スプレー缶類を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）

不 燃 ご み	(1) ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品等の燃やすことができないごみで30センチメートル角以下のもの（空きびん、空き缶等の資源化可能なもの、発火性危険物、スプレー缶類及び蛍光管・水銀体温計等を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。） (2) 木製家具等の木くず又はふとん、畳等の繊維くず（天然のもの）で30センチメートル角を超えるもの
食 品 廃 棄 物 等	残飯・野菜くずなどの ^{ちゅうかい} 厨芥類等
^{せん} 剪 定 枝 葉 ・ 芝 草 等	^{せん} 剪定枝・刈草・落葉等

b スプレー缶類、蛍光管・水銀体温計等、空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック資源、紙製容器包装・雑がみ及び小型家電については、市に収集、運搬及び処分を委託することができるものとします。ただし、その性状が家庭廃棄物と同等のものに限り、蛍光管・水銀体温計等及び小型家電については発生量が家庭廃棄物と同等、その他の品目については品目別の発生量が1収集日につき45リットル（スプレー缶類は1週間につき20リットル）の指定袋1袋相当を限度とします。

(ウ) 動物の死体

家庭等で飼われていた犬・猫等の死体を一般廃棄物として処理する場合は、排出者が市の指示する場所に搬入したものを市が処分する又は市が収集、運搬及び処分することとします。

(エ) 本市が収集しない一般廃棄物

区 分	内 容
排 出 禁 止 物	(1) 水銀、硫酸、塩酸、農薬、劇薬、毒性の強い薬品等の有害性のあるもの (2) ガスボンベ、火薬、発煙物等の危険性のあるもの (3) シンナー、ベンジン、ガソリン等の引火性の強いもの (4) 著しく悪臭を発するもの (5) 液状のもの (6) 土砂、ガレキ、鉄塊、鋼製のロープ、自動車用タイヤ、自動二輪車、原動機付自転車、FRP船、消火器、自動車用鉛蓄電池、大型耐火金庫、大型モーター、ピアノ、FRP浴槽、大型電気温水器、自動車等の収集若しくは処理が著しく困難であるもの又は市の処理施設の機能に支障が生ずるもの (7) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器 (8) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータ（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を目的として収集するものを除く。）
そ の 他 収 集 し な い ご み	(1) 火災ごみ (2) 工作物の除去に伴って排出された廃木材

(オ) 収集・運搬計画

区 分		収集・運搬主体	収集区域	収集回数	収集方法 (注 5 , 6 , 7)	運搬先 (注10)	年間量
市収集 (注 1)	可燃ごみ (注 2)	市	全市域	週 2 回	指定袋による原則各戸収集	焼却・溶融施設	335, 391 t
	月 1 回			破砕施設		14, 095 t	
				粗大ごみ	事前申込制による原則各戸収集	破砕施設	9, 762 t
				コンクリートブロック等		埋立処分場	少量

	蛍光管・水銀 体温計等	
	電池類	
	環境美化ごみ	
	資源	空きびん
		空き缶
		ペットボ トル
		紙パック
		紙製容器 包装・雑 がみ
		プラスチ ック資源
		小型家電 ・充電式 家電
		食用油
		草 木 類 （ 剪 定 枝 ・ 刈 草・落葉 等）
		プラスチ ック製衣 装ケース
許可業者収集	可燃ごみ （注２）	許可業者
	不燃ごみ	
	実験動物の死 体等	
	食品廃棄物等 （注３）	

随時	拠点回収	△資源化施設	88 t
週１回	無色透明の袋による原則各戸収集	△資源化施設	436 t
随時		破碎施設埋立処分場	1,266 t 2 t
週１回	収集容器によるステーション収集（注８）	選別施設一時保管施設	3,266 t 9,004 t
週１回	指定袋（一部区は収集容器）によるステーション収集（注８）	○選別等施設一時保管施設	1,303 t 1,798 t
週１回	指定袋によるステーション収集（注８）	○選別・保管施設	9,856 t
週２回	拠点回収		
週１回		選別・保管施設	26 t
	指定袋によるステーション収集（注８）	△選別・保管施設	8,003 t
	指定袋による原則各戸収集	△選別・保管施設	27,654 t
随時	拠点回収	—	291 t
		—	52 t
	事前申込制による原則各戸収集	△資源化施設	344 t
月１回	拠点回収	—	18 t
随時	指定袋による収集（注９）	焼却・熔融施設	165,063 t
		破碎施設埋立処分場	2,602 t 21 t
		△焼却施設	12 t
		△資源化施設	24,904 t

自己搬入	可燃ごみ	排出者				焼却・溶融施設	52,640 t
	不燃ごみ					破碎施設	5,267 t
						埋立処分場	3,023 t
	せん 剪定枝葉・芝 草等（注４）					△資源化施設	30,700 t

（注１）ごみ及び資源の排出（環境美化ごみ及び収集方法が拠点回収を除く。）については、収集日当日の朝、８時（中区は７時（粗大ごみは除く。））までに排出することとします。

発火性危険物及び資源を排出する場合は、家庭で不要になった無色透明の袋も使用できます。

（注２）発火性危険物を含みます。

（注３）一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

（注４）一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

（注５）原則各戸収集の区分について、排出場所は次のとおりです。

種 類	排出場所
戸建	各戸の敷地と道路の境界付近
共同住宅	当該共同住宅の敷地と道路の境界付近又は敷地内に設けられた集積場所
敷地に接する道路が狭隘で収集車の通行が困難、勾配の急な坂で収集車の駐停車が困難又は袋小路で収集車の方向転換が困難な場所、その他の各戸収集が困難な場所	市と居住者又は地権者が協議の上で決めた集積場所
居住者又は地権者の要望により市と居住者又は地権者が協議の上で集積場所を定めた場合	

(注6) 原則各戸収集の区分について、自宅に接する道路が私道の場合は、原則、収集車及び作業員の通行に関して居住者が地権者の承諾を得ている場合に限り、通行することとします。

(注7) 市収集を行っている一部の品目について、所定の排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等に対し、ごみ等の排出の支援を図るため、原則として玄関先で収集する「なごやか収集」を実施します。

(注8) 瑞穂区の一部地域で、空きびん、空き缶、ペットボトル、紙製容器包装・雑がみの指定袋による各戸収集を行います。

(注9) 一時多量ごみ等は除きます。

(注10) 運搬先の欄中○の付いている施設は市及び民間の施設を、△の付いている施設は民間の施設を、その他の施設は市の施設を表します。

小型家電、充電式家電、食用油及びプラスチック製衣装ケースについては、回収拠点で直接、資源化事業者に引き渡します。

イ 中間処理計画

(ア) 焼却・溶融処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	可燃ごみ	市	334,515 t
	発火性危険物 (使い捨てライター等)		101 t
	粗大ごみ (スプリングマットレス)		23 t
許可業者収集	可燃ごみ		165,063 t
自 己 搬 入	可燃ごみ		52,640 t
	不燃ごみ (スプリングマットレス)		21 t
焼却処理後	焼却灰		20,500 t

破 碎 処 理 後	破碎残渣	26,024 t
-----------	------	----------

(イ) 破碎処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	不燃ごみ	市	14,095 t
	粗大ごみ		9,762 t
	環境美化ごみ		1,266 t
許 可 業 者 収 集	不燃ごみ		2,602 t
自 己 搬 入	不燃ごみ		5,179 t

(ウ) 選別等処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物	市	617 t
	空きびん		12,270 t
	空き缶		3,101 t
	ペットボトル		9,856 t
	紙パック		26 t
	紙製容器包装・雑がみ		8,003 t
	プラスチック資源		27,654 t
	蛍光管・水銀体温計等		88 t
	電池類		436 t

ウ 最終処分計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	環境美化ごみ	市	2 t
	コンクリートブロック等		少量
許 可 業 者 収 集	不燃ごみ		21 t
自 己 搬 入	不燃ごみ		2,963 t

焼却・溶融処理後	焼却灰	10,087 t
	溶融飛灰	5,577 t
破 碎 処 理 後	破碎不燃物	51 t

エ 資源化計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物（スプレー缶類等）	市	516 t
	空きびん		12,097 t
	空き缶		2,844 t
	ペットボトル（キャップ含む）		8,101 t
	紙パック		25 t
	紙製容器包装・雑がみ（その他古紙含む）		7,789 t
	プラスチック資源		25,819 t
	小型家電・充電式家電		291 t
	食用油		52 t
	紙回収		259 t
	蛍光管・水銀体温計等		88 t
	電池類		436 t
	草木類（剪定枝・刈草・落葉等）		344 t
	プラスチック製衣装ケース		18 t
	スプリングマットレス		43 t
許可業者収集 （注１）	食品廃棄物等	許可業者	24,904 t
自 己 搬 入 （注２）	剪定枝葉・芝草等		30,700 t

焼 却 ・ 溶 融 処 理 後	焼却灰	市	6,300 t
	溶融スラグ		35,381 t
	溶融メタル		7,259 t
	溶融飛灰		4,570 t
破 碎 処 理 後	金属回収		1,389 t

(注1) 一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(注2) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(3) 施設の概要

ア 本市が設置する施設の概要

(ア) 焼却・溶融施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
猪 子 石 工 場	名古屋市千種区香流橋一丁目101番	ストーカ式	600 t / 24 h
富 田 工 場	名古屋市中川区吉津四丁目3208番地	ストーカ式	450 t / 24 h
五 条 川 工 場	愛知県あま市中萱津奥野	ストーカ式	560 t / 24 h
南 陽 工 場	名古屋市港区藤前二丁目101番地	ストーカ式	560 t / 24 h
鳴 海 工 場	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	シャフト炉式 ガス化溶融炉	530 t / 24 h
北 名 古 屋 工 場	愛知県北名古屋市二子四反地15番地1	シャフト炉式 ガス化溶融炉	660 t / 24 h

(イ) 破碎施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
大 江 破 碎 工 場	名古屋市港区本星崎町字南4047番地の13	横型回転式 破 碎 機	400 t / 5 h

南 陽 工 場	名古屋市港区藤前二丁目101番地	2軸せん断式 回 転 破 砕 機	100 t / 5 h
愛 岐 処 分 場 小規模破碎施設	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	2軸せん断式 回 転 破 砕 機	20 t / 5 h
北 名 古 屋 工 場	愛知県北名古屋市二子四反地15番地 1	2軸せん断式 回 転 破 砕 機	50 t / 5 h

(ウ) 埋立処分場

名 称	所 在 地	埋立面積	埋立容量
愛 岐 処 分 場	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	252,590m ²	4,440,000m ³
第 二 処 分 場	名古屋市港区潮風町67番地	11,300m ²	96,000m ³

(エ) 選別・保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
西資源センター	名古屋市西区新木町68番地の1	空きびん 30 t / 日 空き缶 15 t / 日 ペットボトル 4 t / 日
港 資 源 選 別 セ ン タ ー	名古屋市港区正徳町6丁目69番地の1	空きびん 20 t / 日 空き缶 10 t / 日
南リサイクル プ ラ ザ	名古屋市南区元塩町6丁目8番地の5	空きびん 23 t / 日 空き缶 13 t / 日 ペットボトル 9 t / 日 紙パック 2 t / 日

(オ) 保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
鳴 海 工 場 内 保 管 施 設	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	空きびん 22 t / 日 空き缶 6 t / 日

イ 処理計画に係る本市以外の者が設置する処理施設の概要

(イ) 焼却施設

名 称	設 置 場 所	区 分
-----	---------	-----

株 式 会 社 海 部 清 掃	愛知県あま市西今宿平割二 6 番地	使い捨てライター・ スプリングマットレ ス等
株 式 会 社 美 濃 ラ ボ	岐阜県海津市平田町今尾 1195番地の 1	実験動物の死体等

(イ) 資源化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部リサイクル 株 式 会 社	名古屋市港区昭和町18番 41、42、43、48、49	焼却灰・溶融飛灰
太平洋セメント 株 式 会 社	三重県いなべ市藤原町東禅 寺1361番地の 1	焼却灰
三重中央開発 株 式 会 社	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713番地	
三 池 製 錬 株 式 会 社	福岡県大牟田市新開町 2 番 地 1	溶融飛灰
メ ル テ ッ ク 株 式 会 社	神奈川県横須賀市長坂二丁 目 2 番 1 号	
	栃木県小山市大字梁2333番 地29	
中部有機リサイ クル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁 目1102番	食品廃棄物等
双 葉 興 業 株 式 会 社	愛知県北名古屋市六ツ師大 島 131 番地 1	
オオブユニティ 株 式 会 社	愛知県大府市横根町惣作 236 番 1、240 番 1、240 番 6、243 番 1	
株 式 会 社 大 栄 工 業	三重県伊賀市真泥字東山 5024番地の 4 外 3 筆	
株 式 会 社 エ イ ゼ ン	愛知県半田市鵜ノ池町 104 番 8	

株式会社ビオクラシックス半田	愛知県半田市松堀町60番 1	
株 式 会 社 バイオス小牧	愛知県小牧市大字下末字野本398番	
名古屋港木材倉庫株式会社	名古屋市南区加福町 2 丁目 2 番	せん 剪定枝葉・芝草等
株 式 会 社 ア ビ ズ	名古屋市港区昭和町14番地の24	スプリングマットレス
ミ ナ ミ 金 属 株 式 会 社	愛知県小牧市元町 4 丁目 35 番	小型家電・充電式家電

(ウ) 埋立処分場

名 称	設 置 場 所	区 分
衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場	愛知県知多郡武豊町字三号地 1 番地	焼却灰
三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713番地	

(エ) その他（選別・圧縮・梱包・保管等）施設

名 称	設 置 場 所	区 分
コスモリサイクル株式会社	愛知県稲沢市福島町沢西95番地の 1	発火性危険物及び空き缶
株 式 会 社 ヤマショー金属	愛知県弥富市楠一丁目 8 番	発火性危険物
永 一 産 商 株 式 会 社	愛知県海部郡飛島村木場 2 丁目 106 番地	蛍光管・水銀体温計等
野 村 興 産 株 式 会 社	大阪市西淀川区中島 2 丁目 4 番 143 号	
	北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1	

永 一 産 商 株 式 会 社	愛知県海部郡飛島村木場 2丁目106番地	電池類
野 村 興 産 株 式 会 社	北海道北見市留辺蘂町富士 見217番地1	
有 限 会 社 サ イ テ ッ ク	愛知県北名古屋市鍛冶ケ一 色字襟44番地の2	空きびん
循 環 資 源 株 式 会 社	愛知県豊田市貝津町西向畑 7番24号	
株 式 会 社 中 西	愛知県豊明市栄町高根103 番地	
大 成 金 属 株 式 会 社	名古屋市南区忠次一丁目8 番15号	空き缶
株 式 会 社 石 川 マ テ リ ア ル	名古屋市緑区鳴海町字杜若 20番地	
朝 日 金 属 株 式 会 社	名古屋市北区六が池町555 番地	
神鋼環境メンテ ナンス株式会社	名古屋市港区昭和町13番地	プラスチック資源
東 海 資 源 株 式 会 社	名古屋市西区見寄町44番地	ペットボトル
株 式 会 社 宮 崎	名古屋市港区十一屋二丁目 53番地	
株 式 会 社 オ ノ セ イ	名古屋市南区弥次エ町2丁 目31番地の1	
大 幸 商 事 株 式 会 社	名古屋市守山区太田井3番 5号	ペットボトル及び紙 製容器包装・雑がみ
株 式 会 社 宮 崎	名古屋市港区十一屋二丁目 100番地	紙製容器包装・雑が み

	愛知県清須市西堀江2460番地
株 式 会 社 藤 川 紙 業	名古屋市昭和区福江二丁目 11番25号
リ メ イ キ ン グ 株 式 会 社	名古屋市南区元塩町 6 丁目 16番 1

3 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 処分計画及び担当事業所

ア 収集・運搬及び処分計画

区 分	収 集 ・ 運 搬					処 分
	主 体	収集区域	収集回数	収集方法	年 間 量	
し 尿	市	全市域	月 2 回 程 度	各戸収集	8,864kl	下 水 道 投 入
浄 化 槽 汚 泥	許可業者		随 時		18,845kl	

(注) ディスポーザ排水処理システム（生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体）の排水処理槽の清掃に伴って生じた汚泥は、浄化槽汚泥とみなします。

イ 収集担当事業所

収集担当事業所	収 集 担 当 区
北 環 境 事 業 所	千種、東、北、西、中、守山及び名東
中 川 環 境 事 業 所	中村、熱田、中川及び港
緑 環 境 事 業 所	昭和、瑞穂、南、緑及び天白

(2) 施設の概要

名称	所 在 地	対 象 廃棄物	設備能力	前処理後の 処 分 方 法
下飯田 作業場	名古屋市北区辻本通 1 丁目 39番地	し 尿	150kl／日	下水道投入

内田橋 作業場	名古屋市熱田区伝馬二丁目 32番10号		150kl／日
港 作業場	名古屋市港区竜宮町21番地	し尿・ 浄化槽 汚 泥	200kl／日

4 参考

(1) 一般廃棄物の市内民間施設での処理（本市委託を除く）

区 分		処理方法	年 間 量	
			市内発生	市外発生
許 可 業 者 収 集	食品廃棄物等 (注1)	飼料化※1	4,416 t	1,639 t
自 己 搬 入	焼却灰等	溶 融		23,997 t
	プラスチック製 容器包装	圧縮梱包		478 t
	せん 剪定枝葉・芝草等 (注2)	破 碎※2	30,700 t	260 t
	廃エアゾール製品 等	圧 縮		12 t

(注1) 一部、自己搬入、他市町村長の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集・運搬及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(注2) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(注3) ※1は「中部有機リサイクル株式会社」、※2は「名古屋港木材倉庫株式会社」において処理します。

(2) 市内で発生した一般廃棄物の市外民間施設での処理

区 分		処理方法	年 間 量
市 収 集	発火性危険物	選別等	617 t
	空きびん		9,004 t

	空き缶		582 t
	紙製容器包装・雑がみ		1,441 t
	蛍光管・水銀体温計等		88 t
	電池類		436 t
市収集・自己搬入	使い捨てライター等	焼 却	188 t
許 可 業 者 収 集	実験動物の死体等	焼 却	12 t
	食品廃棄物等（注）	資源化	20,488 t
焼却・溶融処理後	焼却灰等	埋 立	8,000 t
		資源化	6,806 t

（注）一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(3) 市外で発生した一般廃棄物の中間処理物の本市処理施設での最終処分

区 分		処理方法	年 間 量
多 治 見 市	溶融飛灰等	埋 立	1,100 t

名古屋市環境局資源循環部資源循環企画課